

学校法人北海道科学大学寄付金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人北海道科学大学（以下「法人」という。）寄附行為に定める目的及び事業の維持発展のために、法人又は法人が設置する学校（以下「設置校」という。）が受入れる寄付金の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(寄付金の定義)

第2条 この規程における寄付金とは、企業・団体・個人（以下「寄付者」という。）が法人の設置目的及び事業の維持発展に適う金銭物品等を寄付するものをいう。

(寄付金の使途)

第3条 寄付金の使途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 教育研究経費の拡充
- (2) 教育研究施設・設備の拡充
- (3) 教育研究関係基金の拡充
- (4) 学術研究調査等

(受入れの条件)

第4条 寄付金を受入れようとする場合において、次の各号に掲げる条件が付されているものは、受入れることができないものとする。

- (1) 寄付金により取得した財産を無償で寄付者に譲与すること。
- (2) 寄付金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準じる権利を寄付者に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 寄付金の使用について、寄付者が会計検査を行うこととされていること。
- (4) 寄付申込後、寄付者がその意思により寄付金の全部又は一部を取消することができること。
- (5) 寄付金を受入れることにより、法人の財政負担を著しく伴うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法人の設置目的に照らし、教育研究上支障があると認められること。

(担当部局)

第5条 寄付金の取扱いは法人本部財務部が総括する。

2 設置校若しくはこれに属する研究者等が特定された寄付金は、各設置校が別に定める寄付金取扱いに関する諸規程による。

(受入れ手続等)

第6条 寄付金の受入れ等の諸手続きは、次の各号に掲げるものによる。

- (1) 寄付金の申入れがあったときは、所定の申込書を寄付金申出者に交付しなければならない。
- (2) 寄付金申込書が提出されたときは、所定の手続きにより、理事長の承認を得なければならない。
- (3) 寄付金の受入れを決定した場合は、寄付者へ書面により通知しなければならない。
- (4) 寄付金受入が確認されたときは、寄付者に対し寄付金受領書及び特定公益増進法人証明書の写しを発行しなければならない。

(使途特定寄付金の募集)

第7条 使途を特定した寄付金（以下「使途特定寄付金」という。）を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金使途及びその他必要事項を記載した書面（以下「寄付金募集目論見書」という。）を作成し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 前項の使途特定寄付金の募集企画する機関として、寄付金募集委員会を設置しなければならない。
- 3 使途特定寄付金は適正な募集経費を控除した残額を寄付目的事業に全額使用することとして資金使途を定めなければならない。ただし、募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

(寄付金募集目論見書の交付等)

第8条 使途特定寄付金を募集するときは、寄付金募集目論見書を募集対象者に事前に交付しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、法人又は設置校のホームページにおいて寄付金募集目論見書を公開し、これに賛同した寄付者には事後に交付することができる。

(寄付金募集委員会の構成及び業務)

第9条 寄付金募集委員会は、次に定める者で構成する。

- (1) 常務理事（財務担当）
 - (2) 法人本部経営企画部長、法人本部財務部長
 - (3) 理事長が指名する者
- 2 委員会の委員長は常務理事とし、委員長は委員長代理をあらかじめ指名することができる。
 - 3 寄付金募集委員会は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 寄付金募集目論見書の作成に関すること。
 - (2) 使途特定寄付金の募集に関すること。
 - (3) 事業目的終了時の残額処理に関すること。
 - (4) その他、使途特定寄付金に関すること。

(寄付金の管理)

第10条 使途特定寄付金の受入れについては、資金使途ごとに預金口座（普通預金）を開設し管理することとする。

- 2 寄付金の管理責任者は、経理規程第8条第1項に定める経理責任者が兼ねるものとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が決定する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。